

複数市町村で営農する
認定農業者の手続が簡単になります！



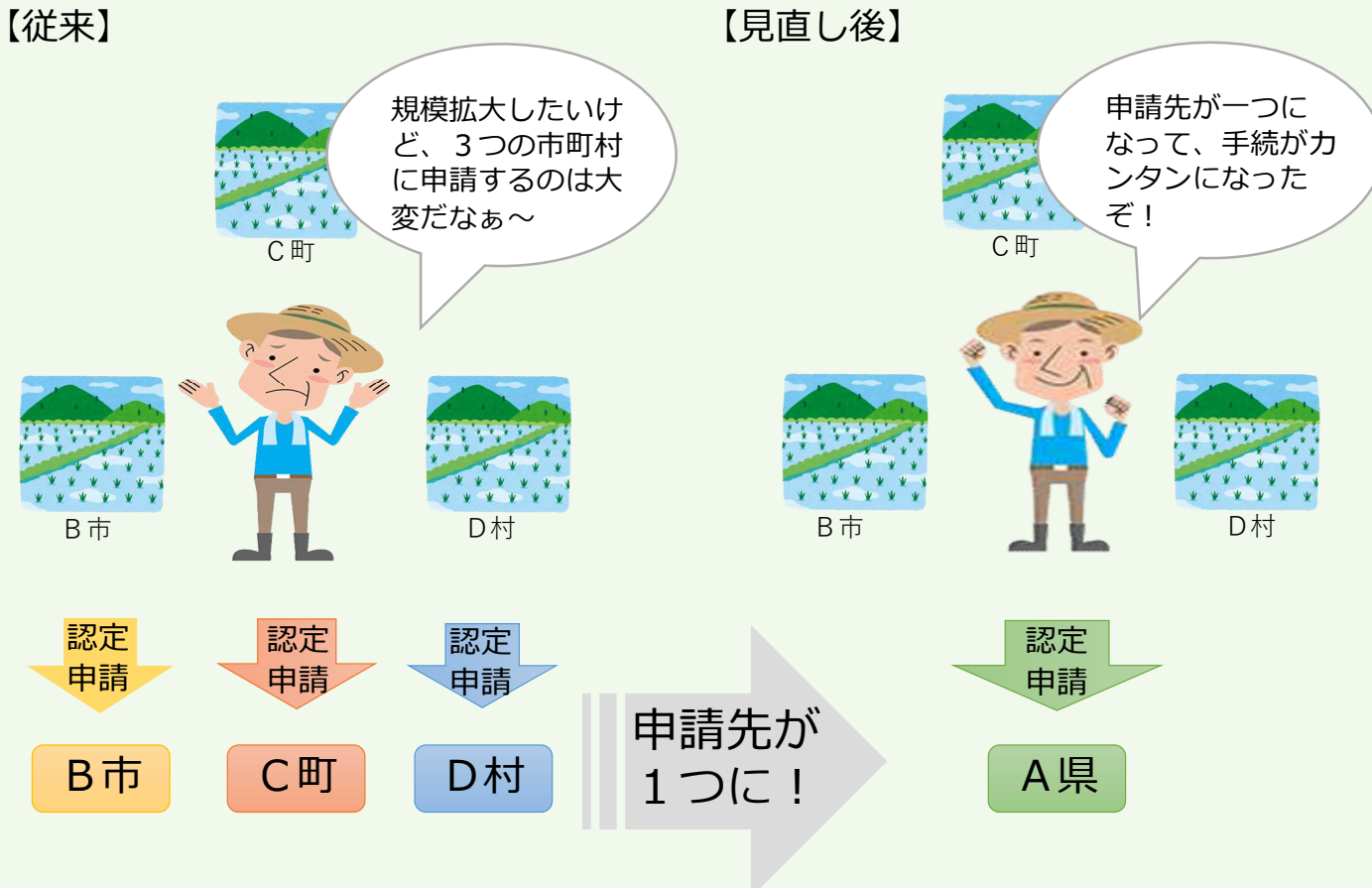
複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県**
又は国が農業経営改善計画の認定手続を一括で行います。（2020年4月）から実施）

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

● 国・都道府県認定が始まります！

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶ A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合



国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・ 単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
- ・ 複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）

に認定を申請することになります。

（農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します）

【認定申請先】

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続も可能になります！

2020年4月から電子申請手続が始まり、オンライン申請が可能になります。

国・都道府県が認定を行う申請は、2020年2月からオンラインによる申請準備

（計画の入力）ができるようになり、2020年4月から受付を開始します。

なお、市町村が認定を行う申請のオンライン化は、2021年度から順次拡大予定です。

お問い合わせ先

申請先	お問い合わせ先	住所 電話番号
東北農政局管内を越えて営農している方	経営局経営政策課	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 2 - 1 TEL:03-6744-2143
東北農政局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）で県を越えて営農している方	東北農政局担い手育成課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 TEL:022-221-6241
秋田県の地域振興局管内の市町村を越えて営農している方	秋田県農林水産部 農林政策課担い手支援班	〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 - 1 TEL:018-860-1726

お問い合わせ先

申 請 先	お問い合わせ先	住 所 電話番号	管内市町村
地域振興局管内 の複数市町村で 営農している方	鹿角地域振興局農林部 農業振興普及課	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1 TEL:0186-23-2123	鹿角市、小坂町
	北秋田地域振興局農林部 農業振興普及課	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 TEL:0186-62-3950	大館市、北秋田市、 上小阿仁村
	山本地域振興局農林部 農業振興普及課	〒016-0815 能代市御指南1-10 TEL:0185-52-2161	能代市、藤里町、三種 町、八峰町
	秋田地域振興局農林部 農業振興普及課	〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 TEL:018-860-3371	秋田市、男鹿市、潟上 市、五城目町、八郎潟 町、井川町、大潟村
	由利地域振興局農林部 農業振興普及課	〒015-8515 由利本荘市水林366 TEL:0184-22-7551	由利本荘市、にかほ市
	仙北地域振興局農林部 農業振興普及課	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62 TEL:0187-63-6111	大仙市、仙北市、 美郷町
	平鹿地域振興局農林部 農業振興普及課	〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41 TEL:0182-32-9501	横手市
	雄勝地域振興局農林部 農業振興普及課	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10 TEL:0183-73-5180	湯沢市、羽後町、 東成瀬村